

第6次八女市男女共同参画行動計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、第6次八女市男女共同参画行動計画策定にあたり、受託候補者を公募型プロポーザルで選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

第6次八女市男女共同参画行動計画策定業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和8年度から計画期間を5年間とする第6次八女市男女共同参画行動計画の策定を目的とする。

(3) 業務内容

別紙「第6次八女市男女共同参画行動計画策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月10日まで

(5) 提案上限額

1,532,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 事務局

八女市市民部人権・同和政策・男女共同参画推進課

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地

電話：0943-23-1314 FAX：0943-24-9227

電子メール：dsuishinkakari@city.yame.lg.jp

4 プロポーザル参加資格要件

参加の資格要件は、下記を全て満たすものとする。

- (1) 八女市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成22年3月23日告示第27号)に基づく指名除外期間中にある者、また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

- (4) 国税・県税・市税等の滞納がないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該事業の入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 男女共同参画行動計画策定業務委託に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつその業務を履行している者又は履行した実績がある者。

5 事業スケジュール（※スケジュールは変更となる場合がある）

内容	期日
実施要領等公表	令和7年4月16日（水）
質問書の受付期間	令和7年4月16日（水） 令和7年4月22日（火）
質問への最終回答予定日	令和7年4月25日（金）
参加申請書及び提案書受付期間	令和7年4月25日（金） 令和7年5月2日（金）
参加資格結果通知	令和7年5月9日（金）
プレゼンテーション審査	令和7年5月15日（木）
業者選定結果の通知	令和7年5月20日（水）
受注予定者との協議期間（予定）	令和7年5月20日（火） 令和7年5月23日（金）
契約締結日（予定）	令和7年5月23日（金）

※各項目の実施日については、委託者及び審査委員の都合に合わせて適宜調整できるものとする。

6 実施要領等の交付

(1) 交付資料

- ・第6次八女市男女共同参画行動計画策定業務委託仕様書
- ・第6次八女市男女共同参画行動計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・第6次八女市男女共同参画行動計画策定業務委託公募型プロポーザル様式

(2) 交付方法

- ・八女市公式ホームページからダウンロードすること。

【URL】 <https://www.city.yame.fukuoka.jp/>

「 ホーム ＞ 組織から探す ＞ 市民部 ＞ 人権・同和政策・男女共同参画推進課 ＞ 男女共同参画推進係 ＞ 第6次八女市男女共同参画行動計画策定業務委託公募型プロポーザル 」

7 質問受付・回答及び説明会

(1) 本プロポーザルに関する質問について

①受付期限：令和7年4月22日（火）午後4時まで

②提出方法：質問書（様式第3号）に記入の上、八女市市民部人権・同和政策・男女共同参画推進課男女共同参画推進係へ電子メールで提出すること。

件名は「プロポーザル質問」とし、必ず電話により提出したことを提出先に連絡すること。

なお、電話又は直接来庁による質問には応じない。

③回答方法：電子メールにて返信するとともに、八女市のホームページで随時公開

(2) 説明会について

本プロポーザルについての説明会は実施しない。

8 提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年4月25日（金）から令和7年5月2日（金）まで

(2) 提出先、方法

・提出先 八女市役所 市民部

人権・同和政策・男女共同参画推進課 男女共同参画推進係

・提出方法 持参または郵送により提出すること。

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後4時00分までの間に提出すること。

※郵送の場合は、提出期限内必着とする。また、配達記録が残る方法で郵送すること。

(3) 提出書類一覧

①参加申請書（様式第1号）

・押印済みの申請書を電子データにすること。

②誓約書兼承諾書（様式第2号）

③会社概要書（様式第3号）

八女市入札参加資格名簿に未登録の者は以下の書類を会社概要書に添付すること。

（a～dは複写書類も可）

a 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

b 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書

c 印鑑証明書

d 国税、県税、市税等の滞納のない証明書（写し可）

④企画提案書（任意様式）

・書式は自由だが、A4判での作成とする。

・表紙、目次を除く各ページにページ番号を記入すること。

- ・別紙「仕様書」に基づき、企画等を提案し、具体的で特色が分かりやすいものとする。図表等を用いることも可とする。
- ・策定業務遂行スケジュールおよび業務遂行方法に関する提案
- ・提案内容は見積書金額内で実現可能な範囲とし、プロポーザル終了後の契約締結時においては、実現を約束したものとみなす。

⑤実績一覧表（様式第5号）

本業務と同種又は類似業務の受託実績（履行完了分のみ。）を記載すること。

⑥見積書（様式任意）

- ・見積書は、円単位で作成すること。
- ・見積明細を記入し、消費税及び地方消費税の額（税率10%で積算）を明記すること。
- ・積算については、「値引き」や「調整額」等を考慮して金額を積み上げるものとし、「値引き」、「調整額」等の名目による一括計上は行わないこと。

9 提出部数

- (1) 正本（上記①～⑥） 1部（社名等を表記すること）
- (2) 副本（上記④～⑥） 8部（社名等の提案事業者が特定できる記載はすべて削除すること）

10 参加資格結果通知

参加資格確認終了後、令和7年5月9日（金）を期限とし、公募型プロポーザル参加申請書に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

11 プレゼンテーション審査について

- (1) 実施方法
プレゼンテーションによる審査
 - (2) 実施日時 令和7年5月15日（木）
※詳細な時間等は、参加資格結果通知と併せて通知する。
 - (3) 実施場所 八女市役所 本庁 1階 多目的室2
 - (4) 実施内容 企画提案内容の説明、質疑応答
 - ・説明方法 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。
 - ・説明時間 15分以内
 - ・質疑応答 10分程度
- ① 説明者 本業務を受託した場合の責任者又は担当者とし、最大3名までとする。

② その他

- ・日程については、事務の都合及びその他の事情により変更する場合がある。
変更がある場合は、別途連絡をするものとする。
- ・参加資格者が1者しかいない場合でも実施する。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は各事業者で用意すること。

1 2 審査

- (1) 提案書受付時に人権・同和政策・男女共同参画推進課男女共同参画推進係（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であることを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公平に決定するため、第6次八女市男女共同参画行動計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会で企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について評価を行い、評価順位を決定し、最高点を得た者を受託候補者として選定するものとする。

ただし、提案審査100点（絶対評価）の点数について、審査委員会全員の平均点が60点以上の場合に限る。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査委員会で協議の上、評価順位を決定し、受託候補者を選定する。

(3) 評価項目

①業務実績

- ・総合（過去の実績の総合評価）

②企画提案

- ・分析力（国・県・市の動向やアンケートの分析、現状と課題の分析）
- ・構成力（市民に分かりやすい表現や構成）
- ・充実度（掲載内容の充実性）
- ・斬新性（冊子デザイン、内容の新鮮度、表現方法の工夫）

③業務実施体制

- ・担当者の業務経験
- ・総合（業務実施体制の総合評価）

④見積り経費

- ・見積り限度額
- ・設計の合理性（企画提案と価格の合理性）※提案業者間の比較なし

(4) 採点基準

評価方法は、絶対評価とし、採点基準は次のとおりとする。

評価	採点基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	平均的な内容である	各項目の配点×0.6
D	仕様は満たしているが、内容に乏しい	各項目の配点×0.4
E	提案が出来ていない	各項目の配点×0

1.3 審査結果

- (1) 選定結果については、全ての提案審査参加者に電子メールにて通知する。
- (2) 企画提案方式による契約予定者の選定における公正性及び透明性を高めるため、八女市ホームページに結果を公開する。
- (3) 審査の内容についての問い合わせには一切応じないものとする。また、結果に対する異議申立ては認めない。

1.4 契約の締結

- (1) 受託候補者として選定された者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)
- (2) 受託候補者として選定された者は、本市との協議が整い次第、速やかに契約手続きを行うこととする。
- (3) 契約金額は、受託候補者が提案書で示した本業務にかかる費用の合計金額とする。
ただし、双方協議の上、提案のあった企画内容等を見直した場合はこの限りではない。
- (4) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者と協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、受託候補者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。
- (5) 契約に係る前払金の支払は行わない。

1.5 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・企画提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合。
 - ・本要領4の参加資格要件を満たしていないと判断される場合、又は契約締結までに参加要件資格を満たさなくなった場合。
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - ・プレゼンテーション審査に正当な理由なく欠席又は遅刻した場合。

- ・選考の公平性を害する行為があった場合。
 - ・全各号に定めるものの他に、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合。
- (2) 参加申請書及び企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。
 - (3) 提案書類は、返却しない。
 - (4) 参加申請書及び企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
 - (5) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、本市の了解なく公表し、又は使用してはならない。
 - (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、八女市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
 - (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
 - (8) 参加申請書及び企画提案書等の提出後、都合により企画提案を辞退するときは、事務局に速やかに連絡を行った上で、電子メールで参加辞退届（様式第5号）を提出すること。なお、辞退しても、以後における不利益な取り扱いを受けることはない。

1 6 事務局

八女市市民部人権・同和政策・男女共同参画推進課

〒834-8585 八女市本町647番地 担当：樋口

TEL (0943) 23-1314

FAX (0943) 24-9227

E-mail dsuishinkakari@city.yame.lg.jp